

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の燃料  
溶融試験試料保管室の廃止に向けた措置に係る行政相談

2. 日時: 令和3年10月11日(月) 15時00分～16時30分

3. 場所: 原子力規制庁10階南会議室※TV会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

真田安全審査官、本多主任安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所

高速炉基盤技術開発部 技術主席 他7名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、大洗研究所(南地区)の燃料溶融試験試料保管室(政令第41条非該当施設)の廃止に向けた措置について、令和3年7月16日の行政相談に引き続き、以下のとおり説明があった。

○有意な汚染が検出されないナトリウムについては、当面の間、再利用せずに管理区域内で保管する。ナトリウムの処分については、原子力機構における課題であるため、原子力機構全体で検討を進めていく。

(2) 原子力規制庁は、説明内容に対する事実確認を行うとともに、核燃料物質使用変更許可申請にあつては、使用施設等の位置、構造及び設備について、核燃料物質の閉じ込めの機能、放射線に対する遮蔽、火災等による損傷の防止等の基準規則への適合について説明するよう伝えた。

(3) 原子力機構からは、本日の結果を踏まえ、申請準備を進める旨の発言があった。

#### 6. 提出資料

- ・燃料溶融試験試料保管室(政令第41条非該当)の廃止に向けた措置(試験に使用したナトリウムの処理)について[補足説明]
- ・燃料溶融試験試料保管室(NUSF)のナトリウム酸化処理作業における許認可手続きについて